

叙勲受章・表彰受賞おめでとうございます

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9187

国または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が荣誉に輝かれました。

令和5年秋の叙勲

瑞宝小綬章(防衛功勞)



岩切 厚 さん
元陸上自衛隊通信団長

第41回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章(防衛功勞) 瑞宝双光章(警察功勞) 瑞宝双光章(警察功勞)



齋藤 健 さん
元1等陸尉



だいかつ けんぞう
大勝 健藏 さん
元警視庁警部



吉村 一男 さん
元警視庁警部

県知事表彰

地方自治功勞

鈴木 光男 さん

市議会議員として地方自治の発展に貢献されました。

※お名前のみのご紹介とさせていただきます。

瑞宝単光章(防衛功勞)



久保 祐介 さん
元3等陸尉

瑞宝単光章(警察功勞)



石井 篤 さん
元警視庁警部

1月25日(木)から市ホームページを一部リニューアルします

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9535

スマートフォンやタブレット端末でも、より見やすく、より探しやすくなるよう、市ホームページの一部リニューアルを実施します。

誰もが使いやすいホームページに

検索機能や新着情報など必要な機能・情報にアクセスするためのメニューの表示位置などを変更し、操作性を向上します。

ページデザインを変更

市ホームページのトップページのほか、PRサイトと市議会サイトのトップページのデザインを変更し、使いやすさと視覚的な魅力を向上します。

チャットボット・やさしい日本語変換機能の導入

AI技術を活用し、24時間いつでも問合せに自動応答する「チャットボット」や、漢字のふりがなや日本に住む外国の方にも分かりやすい文章に自動変換する「やさしい日本語変換機能」を導入します。



市ホームページ



チャットボットのアイコン

申告期限は
3/15(金)

所得税の確定申告および市・県民税

税務課 ☎049-252-7116

市の申告会場は
要予約

2月16日(金)～3月15日(金)の申告は、**事前予約が必要です。**
インターネットまたは往復はがきで予約してください(電話不可)。

- 申告書の提出のみの場合は**予約不要**です(内容の確認はできません)。
- 1月4日(木)～2月15日(木)は、市・県民税の申告のみ市役所税務課で受け付けます(予約不要)。
- 2月16日(金)～3月15日(金)は、当日受付はできませんので**必ず予約**してください。

市の申告会場(土・日・祝を除く。2月18日(日)は受け付けます)

予約	場所	とき	
		期間	時間
予約不要	市役所税務課(市・県民税申告のみ)	1/4(木)～2/15(木)	8:30～17:15
要予約	市役所2階会議室	2/16(金)～20(火) 3/4(月)～15(金)	9:00～15:30
	水谷公民館	2/21(水)	
	水谷東公民館	2/22(木)	
	鶴瀬西交流センター	2/26(月)・27(火)	
	ピアザ☆ふじみ	2/28(水)	
	みずほ台コミュニティセンター	2/29(木)・3/1(金)	

市の申告会場へ来場する際のお願い

- 予約した時間の10分前から入場できます。予約時間を過ぎた場合は受け付けできません。
- 必要書類がそろっていない場合は会場で申告書の作成ができません。事前に必要な書類を確認してください。
- 市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

申告に必要な書類 ※(◎)の付いた書類は、事前に作成してください。

①申告する方の本人確認書類

- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

②収入の分かる書類

- 給与や公的年金等の収入がある方：源泉徴収票
- 報酬などの収入がある方：支払調書
- 営業等・農業・不動産の収入がある方：収支内訳書(◎)

③控除を受けるための書類

- 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金などの控除証明書や領収書など
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳、高齢者福祉課発行の障害者控除対象者認定書(P12参照)
- 学生証など学生であることが分かる書類
- 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書(◎)
- 寄附金の領収書、受領証明書(ふるさと納税など)

■ 郵送の場合

必要書類と作成済みの申告書を同封してください。

- 所得税の確定申告：確定申告書(川越税務署へ)
 - 市・県民税の申告：市・県民税の申告書
- ※市・県民税の申告書には氏名などの太枠部分と「記入もれにご注意ください」の枠内(該当の方)を記入してください。

■ 市の申告会場に来場する場合

- **予約したことが分かるもの**(予約確定メール画面または画面を印刷したもの、返信はがき)
- 利用者識別番号が分かる書類(お持ちの方)(例)確定申告のお知らせのはがき、ID・パスワード方式の届出完了通知、利用者識別番号などの通知
- 予定納税額が分かる書類(予定納税をした方)

ご自身で申告書を作成できる方は、電子申告・郵送提出にご協力ください

所得税の確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成・申告できます。

【郵送の場合】〒350-8666
川越市並木452-2 川越税務署



市・県民税の申告

前年申告した方には1月下旬に申告書を郵送します。また、「市県民税申告書作成・税額試算システム」で申告書を作成し、郵送または電子申請・届出サービスで申告できます(1月下旬から利用可)。

※収入がなかった方でも、各種保険料や手当の申請などがある方は申告が必要です。



の申告について

申告期間中のお願い

申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。

確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

予約方法

■ インターネット予約／受付期間：1月16日(火)午前9時～予約希望日の前日

- ① 右記コードから市ホームページの予約フォームを開き、必要事項を入力して送信
- ② 予約確定メール(即時)と予約お知らせメール(予約日の2日前)が届く
- ③ 申告受付時に予約したことが分かるもの(予約確定メール画面または画面を印刷したもの)を提示



インターネット予約が簡単にできます(市職員によるお手伝い)

スマートフォンなどをお持ちでない方や、予約方法が分からない方向けに右表のとおり予約手続きのお手伝いをします。

【注意事項】

- 下記「**予約時の注意事項**」を確認し、来場してください(来場予約は不要)。
- スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。
- 予約会場では、税の申告や相談はできません。
- 希望日時が埋まっている場合があります。

場所	期間	時間
市役所税務課(市役所開庁日のみ)	1/16(火)～3/14(木)	8:30～17:15 ※1/16(火)は9:00から
ピアザ☆ふじみ	1/17(水)	10:00～12:00
鶴瀬西交流センター	1/17(水)	14:00～16:00
水谷東公民館	1/18(木)	10:00～12:00
水谷公民館	1/18(木)	14:00～16:00
みずほ台コミュニティセンター	1/19(金)	10:00～12:00

※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

■ 往復はがき予約／受付期間：1月16日(火)～31日(水)(消印有効)

※往復はがきは、各自ご用意ください。

- ① 往復はがきに必要事項(郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望日など)を記入し郵送
- ② 返信はがき(2月7日(水)発送予定)で予約日時を確認
※2月13日(火)までに返信はがきが届かない場合はご連絡ください。
- ③ 申告受付時に返信はがきを提示

【宛先】〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所税務課市民税係

往復はがき予約の注意事項

- 時間帯の指定、日程変更、キャンセルは原則できません。
- 家族分で複数申告する場合は、その件数を記載してください。

予約時の注意事項(必ず確認し、予約してください)

- 予約は申告書1件につき1枠です。家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください(はがきの場合は件数を記載してください)。
- 申告以外は受け付けできません。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書の代行作成はできません。来場時に作成できていない場合は受け付けできません。
- 予約状況の問合せは対応できません。

市の申告会場では、次の所得税の確定申告は受け付けできません(川越税務署で申告してください)

- 配当所得の申告 ● 青色申告 ● 雑損控除(災害関連など)
 - 住宅借入金等特別控除
 - 特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告
 - 土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引などの分離課税申告
 - 特定支出控除の申告 ● 更正の請求、修正申告、過年分の申告
 - 給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合
- ※そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は受け付けできません。

《往復はがきの記入事項》

354 8511	何もしないでください。
富士見市役所 税務課 市民税係	
①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(日中に連絡が取れる番号) ⑤第1～3希望日 ⑥家族分を申告する場合は申告件数	

国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度被保険者の方も申告をお忘れなく

☎ 保険年金課 国保税係 ☎049-252-7113 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

■ 国民健康保険加入者

世帯主および被保険者のうち、16歳以上(令和6年4月1日時点)の方は、所得がない場合や非課税所得(遺族年金・障害年金、雇用保険など)のみの場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと、所得が軽減基準に該当していても保険税が軽減されないほか、医療費の自己負担限度額の区分判定が正しく行えない場合があります。

※税法上の被扶養者になっている方は、原則申告不要ですが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります。提出が必要な世帯には、6月上旬に申告書を郵送します。

■ 後期高齢者医療制度被保険者

世帯主および被保険者は、所得がない場合や非課税年金のみを受給している場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと保険料の軽減が受けられません。また、医療費(自己負担額)については、同一世帯内に申告をしていない方がいると正しい区分判定ができませんので、世帯全員の申告をしてください。

【共通事項】

- 令和5年中に納めた保険税(料)は申告の際、社会保険料控除の対象となります。
- 口座振替で納付された方には、1月末までに「納付済額のお知らせ」を郵送します。

介護保険に関する令和5年分の税の所得控除

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7107

■ 要介護認定者の障害者控除

確定申告書などに障害者控除対象者認定書を添付することで、以下の所得控除が受けられます。

対象の方には認定書を発行しますので、高齢者福祉課に申請してください。障害者手帳などをお持ちの方は、手帳の写しの添付で控除が受けられます。

対象 令和5年12月末現在で65歳以上の次のいずれかの方

- 要介護2または3の方…障害者控除
- 要介護4または5の方…特別障害者控除

■ 介護保険料の社会保険料控除

令和5年1~12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象です。納めた保険料額を次の①~③で確認し、申告の際に提示してください。

①年金天引きで納めた方の対象額

…令和5年分の年金の源泉徴収票の社会保険料額

※国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料の額が合算されている場合があります。

※本人以外が申告することはできません。

※非課税年金(遺族年金や障害年金)のみを受給している方は源泉徴収票が発行されません。

②納付書で納めた方の対象額

…令和5年中に納めた合計額

③年金天引きと納付書の両方で納めた方の対象額

…上記①②の合計額

口座振替の方には、上記①②を含めて「納付済額のお知らせ」を郵送します(1月中旬予定)。そのほかの方法で納めた方(非課税年金からの天引きのみの方を含む)で、証明が必要な方はご連絡ください。

■ 医療費控除

寝たきり状態などの方のおむつ代

下記のいずれかの書類を申告書に添付してください。

- かかりつけ医師が発行するおむつ使用証明書
- 高齢者福祉課発行の証明書

※②の発行は、次のすべてに該当する必要があります。

- 要介護認定を受けていること
- おむつ代の控除の申請が2年目以降であること
- 介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

介護サービス自己負担額

令和5年1~12月に支払った介護サービスの自己負担額は、下表のとおり医療費控除の対象となるものがありますので、確認し申告してください。

申告時は、高額介護サービス費や介護保険サービス利用者負担助成金など自己負担額に補てんされた額を差し引いてください。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	特別養護老人ホーム	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	老人保健施設など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
在宅	医療系介護サービス(訪問看護・訪問リハなど)	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス(通所介護、訪問介護(一部を除く)など)は、上記医療系介護サービスと併せて利用した場合のみ控除対象

▶医療費控除を受けるには、別途、医療費控除の明細書を申告時に提出する必要があります。

募 富士見市新庁舎建設基本計画(案)の市民説明会・パブリックコメント(市民意見提出手続)

☎ 新庁舎整備室 ☎049-265-8311

市では、新庁舎の整備に関する事業を進めています。令和4年3月に策定した「富士見市庁舎整備に関する基本方針」をもとに、新庁舎の整備に向けてさらなる検討を進め、今後の設計を進めるうえでの要件を示す「富士見市新庁舎建設基本計画(案)」を作成しました。この計画(案)について、説明会とパブリックコメントを行います。



新庁舎整備事業

市民説明会

とき	場所
1月30日(火)午後7時	水谷公民館
2月1日(木)午後7時	ふじみ野交流センター
2月2日(金)午後7時	鶴瀬西交流センター
2月10日(土)午前10時	富士見市役所

【注意事項】

- 申込みは不要です。
- 全日程に手話通訳・要約筆記があります(2月1日(木)・2日(金)はヒアリンググループがあります)。
- 駐車場には限りがあります。
- 時間は90分程度を予定しています。

パブリックコメント(市民意見提出手続)

募集期間 1月23日(火)～2月22日(木)

意見の提出方法 記入用紙に記入し、Web・郵送・FAX・窓口で提出してください。



計画(案)の閲覧と記入用紙の配布

市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、新庁舎整備室、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館

意見提出先 郵送・窓口：〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所新庁舎整備室

FAX：049-251-2726

【注意事項】

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。

i 初めてマイナンバーカードの申請または交付を受ける方へ 取次窓口でマイナンバーカードの手続きができます

☎ 市民課 ☎049-293-9007

初めてマイナンバーカードの申請または交付を受ける方は、鶴瀬西交流センターに月2回設置している「取次窓口」でも手続きができます(要予約)。必要書類などは、予約時にご案内します。

申請手続き(これから申請する方) / 職員が顔写真の撮影などを行い、マイナンバーカードの申請をサポートします。申請してから約1か月半後に、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します。

交付手続き(すでに申請済みの方) / 取次窓口で本人確認をし、暗証番号を記載していただいた用紙をお預かりします。職員が市役所で暗証番号を入力し、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します(取次窓口当日にカードのお渡しはできません)。

とき 1月10日(水)・24日(水)、2月14日(水)・28日(水)、3月13日(水)・27日(水)

時間 午前9時～正午、午後1時～3時
※予約状況により午前または午後の実施となる場合があります。

場所 鶴瀬西交流センター

予約方法 実施日の2日前までに市民課へ電話で

※詳しくは市ホームページをご覧ください。





マイナンバーカードをお持ちの方へ

証明書の発行はコンビニ交付が便利でお得です

☎ 市民課 ☎049-252-7110

マイナンバーカード(有効期限内の利用者証明用電子証明書が登録されているもの)をお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機(多機能端末機)で、住民票の写しなどの証明書を取得できます。

令和8年3月31日までは、コンビニ交付サービスで取得する証明書の発行手数料を100円減額していますので、ぜひご利用ください。

種類	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	1通100円 (窓口では200円)	本人、同一世帯の方
印鑑登録証明書		本人(印鑑登録している方)
戸籍の附票の写し	1通350円 (窓口では450円)	本人、同一戸籍の方 (富士見市に本籍のある方)
戸籍(全部・個人事項)証明書		

【事前登録申請】 市外在住で本籍地が富士見市の方も戸籍の証明が取得できます。利用にはマルチコピー機などで事前に利用登録が必要です。登録申請後、利用できるまで5～7開庁日ほどかかります。

■ コンビニ交付サービス

●利用可能時間

午前6時30分～午後11時(保守点検日などを除く)

※保守点検日などは、市ホームページをご覧ください。

●利用できる店舗

全国のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなどで、マルチコピー機を設置している店舗

●コンビニ交付で取得できない住民票

- ・転出者や死亡者の除かれた住民票
- ・同一世帯に転出予定の方がいる住民票
- ・マイナンバー入りの住民票
- ・発行制限を受けている方の住民票

マルチコピー機の操作方法

①メニュー選択

▶ 行政サービス→証明書交付サービスを選択



②マイナンバーカード読取り

▶ 4桁の暗証番号を入力



③必要な証明書を選択

▶ 必要部数などを入力



④発行手数料支払い

▶ 発行手数料をマルチコピー機で支払い



利用時の注意

- ・印鑑登録証明書の取得については、市で印鑑登録をしている方に限ります。
- ・住民票の除票や除籍、改製原戸籍などは取得できません。
- ・利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合や、暗証番号(利用者証明用電子証明書用)を3回連続で間違えた場合は利用できません。
- ・返品、交換、返金はできません。
- ・複数枚セットの場合は、ホチキスでとめられていませんので、取り忘れにご注意ください。
- ・マイナンバーカードや取得した証明書など忘れ物には十分にご注意ください。



コンビニ交付サービスの一部手続き停止のお知らせ

庁舎電気設備法定点検のため、下記の日程は一部手続きの利用ができません。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

利用停止期間 1月12日(金)午後6時～14日(日)午前6時30分

利用できない手続き 戸籍の附票の写し・戸籍(全部・個人事項)証明書の取得、事前登録申請

i 市有地の売却を行います

☎ 公共施設マネジメント課 ☎049-257-5637

活用されていない市有地を売却します。
 物件の詳細、入札条件、手続方法などは、1月10日(水)から市ホームページ・窓口で配布する応募要領をご覧ください。



売却する市有地

所在地	地目	面積	建物の有無
鶴瀬西3丁目3745-1 (住居表示：鶴瀬西3丁目8番先)	宅地	68.05㎡	無



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30
 ☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

不用品の訪問買い取りトラブルに注意

「不用品を買い取るというので家に来てもらった強引に貴金属を買い取られた」など、訪問買い取りに関する相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- 突然訪問してきた買い取り業者は家に入れないようにしましょう。
- 買い取りの承諾をしていない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 売買書面を必ず受け取り、業者の連絡先、物品の種類、購入価格などが記載されていることを確認しましょう。
- クーリング・オフができる場合があります。

fujimi City Report 富士見シティリポート

皆さんの身近な話題をお知らせください。
 ☎ 秘書広報課 ☎049-256-9535

11/3 なんばた青空市場



稲刈り後の田んぼで「なんばた青空市場」が開催されました。秋の味覚を楽しめる新米のつかみ取りやおにぎり・新鮮野菜の販売のほか、やさいの重さ当てクイズ、トラクター試乗体験、さんだら(米俵のふた)飛ばしや大声コンテストなどのイベントで賑わいました。

11/23 いい富士見の日「秋の一大事 "富士見だよ" 全員集合」



市役所周辺で「ふじみマーケット」「賑わいづくり事業」「ふじみ大地の収穫祭」「富士見市スポーツフェスティバル」「ふじみ謎解き周遊イベント」が同時開催され多くの人で賑わいました。最後は、音楽に合わせて花火を打ち上げる「ミュージック花火」が夜空を飾りました。